

令和 8 年度第 2 回（令和 8 年 4 月 23 日）庁議提案

審議 報告 その他

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2332〕

1 件名

令和元年台風第 19 号に伴う国民健康保険税の減免制度の廃止について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

令和元年台風第 19 号による災害については、同年 10 月 12 日に災害救助法が適用され、令和元年度分及び令和 2 年度分（令和 2 年 4 月分から同年 9 月分までに相当する月割算定額に限る。）の保険税額であって、令和元年 10 月 12 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に到来する納期においては、国民健康保険税条例の規定によらず、別途「令和元年台風第 19 号に伴う国民健康保険税の減免に関する条例」を定め、減免の対象としていた。

【目的】

同条例による減免の適用を受けられる期間が経過したことから、当該条例を廃止するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：有 無】**

令和元年台風第 19 号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（令和元年石巻市条例第 56 号）

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）

【総合計画の位置付け：有 無】**【個別計画の位置付け：有 無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和元年 10 月 災害救助法適用

令和元年台風第 19 号により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準等について（厚生労働省保険局、総務省自治税務局事務連絡）

11 月 令和元年台風第 19 号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の施行

令和 2 年 2 月 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（厚生労働省保険局、総務省自治税務局事務連絡）

3 月 令和元年台風第 19 号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正（保険税の減免措置を令和 2 年 9 月 30 日まで延長）

5 主な内容

令和元年台風第 19 号に伴う国民健康保険税の減免に関する取扱いを廃止する。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

減免の適用期間が過ぎており、条例に基づく減免の適用を新たに受ける世帯は生じないことから、影響はない。

7 他の自治体の政策との比較検討

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年6月 市議会第2回定例会に令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の廃止について提案（公布の日から施行）

9 その他

※これまでの減免実績

	国民健康保険税減免額	
令和元年度	195件	4,888,480円
令和2年度	180件	4,868,700円
計	375件	9,757,180円

※全て家屋被害によるもの